



**結婚したお二人の新しい門出と
第3子以降の新生児の誕生を祝福します**



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。
詳細については、下記までお問い合わせください。

【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課（お問い合わせ：TEL 87-2114）
【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝金10万円
（うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。）
※祝金の支給には、申請が必要です。

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会（出席者50名以上）を催していること。
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから6ヶ月以内。

【出産祝金】 ①新生児（第3子以降）で、出生後最初の住民登録が羅臼町内になされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と同一世帯に住民登録があるもの。
②対象児と同居し、養育する者。
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。



「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

時間額 786 円

（効力発生年月日 平成28年10月1日）

厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室 TEL:011-709-2311

子ども相談支援センター

相談窓口のお知らせ

- ・ いじめられている・・・
- ・ 学校に行きたいのに行けない・・・
- ・ 誰かに聞いてほしい・・・

そんな時に、相談できる窓口があります。

◇電話相談

☎ 0120-388-256（無料、毎日24時間対応）

◇メール相談

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

※急ぎの場合は、電話相談を利用してください。



☆あなたのまちづくり活動を応援します☆

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための
各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町役場まちづくり課 TEL 87-2162